

学校法人神野学園ハラスメントの防止に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人神野学園職員就業規則（以下「就業規則」という）第16条及び男女雇用機会均等法、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という）に基づき、学校法人神野学園（以下「学園」という）におけるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を定めることにより、学生及び職員の個人としての尊厳及び人権を保障するとともに学生の健全な就学環境及び職員の適切な就業環境を確保することを目的とする。

2 この規程は、就業規則及び男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づくものであるため、職員が当事者ではないハラスメントに関する措置等については、本規程の定めによらず、学園設置各校における規程等によるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント・パタニティ・ハラスメント、ケア・ハラスメント、その他キャンパスにおいて起こりうるあらゆる形態のハラスメントのことをいう。

二 セクシュアル・ハラスメントとは、以下のことをいう。

ア 職員が学生、他の職員又は関係者を不快にさせる性的な言動

イ 関係者又は学生が職員を不快にさせる性的な言動

三 アカデミック・ハラスメントとは、教員が学生又は他の教員に対し、教育研究上の地位（身分、役職、その他修学上又は就業上の上下関係）、立場又は権限を不当に利用して行う不適切な言動のことをいう。

四 パワー・ハラスメントとは、職員が他の職員に対し、職務上の地位（身分、役職、その他就業上の上下関係）、立場又は権限を不当に利用して行う不適切な言動のことをいう。

五 マタニティ・ハラスメント（女性に対するもの）、パタニティ・ハラスメント（男性に対するもの）とは、職員が他の職員に対し、妊娠、出産もしくは育児休業の申出等を理由として行う不適切な言動のことをいう。

六 ケア・ハラスメントとは、職員が他の職員に対し、介護休業の申出等を理由として行う不適切な言動のことをいう。

七 ハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントのため学生の修学上又は職員の就業上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して学生が修学上又は職員が就業上の不利益を受けることをいう。

八 学生とは、学園設置校における在学生、留学生、科目等履修生、その他学園設置校において修学する者及び修学を希望する者をいう。

九 職員とは、専任職員のほか役員、特任者、準職員、出向者、派遣社員及びその他学園において就業する全ての者をいう。

十 教員とは、職員のうち学生の教育研究内容に関し指導する立場にある者をいう。

十一 関係者とは、学生の保護者、関係業者、その他学生の修学上又は職員の就業上の関係を有する者をいう。

(学園の責務)

第3条 学園は、ハラスメントの防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 学園は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措置を講じなければならない。

3 学園は、ハラスメントを行った職員に対し、就業規則に定める処分をもって厳正に対処する。

(職員の責務)

第4条 職員は、ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

第2章 ハラスメントの防止対策

(神野学園ハラスメント防止対策委員会の設置)

第5条 学園は、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を講じるために、神野学園ハラスメント防止対策委員会（以下「学園防止対策委員会」という）を設置する。

2 学園防止対策委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第3章 ハラスメントの相談窓口

(ハラスメント相談員の配置)

第6条 学園は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情・相談」という）に対応するため、本部及び各学校にハラスメント相談員（以下「相談員」という）を配置する。

(相談員の構成)

第7条 相談員は、次に掲げる者とする。

一 本部総務部長

二 本部事務局の職員のうちから、本部事務局長が指名した者

三 各学校の職員のうちから、それぞれの学校長が指名した者

2 前項第二号に規定する相談員の数は、男女各1名以上とする。

3 前項第三号に規定する相談員の数は、男女各1名以上とし、教員及び事務職員をそれぞれ含むものとする。

4 相談員の氏名は、適切な方法により学生、職員及び関係者に公開するものとする。

(相談員の任期)

第8条 相談員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総括相談員及び副総括相談員)

第9条 相談員のうち本部総務部長は、総括相談員として相談員の業務の総括をするものとする。

- 2 副総括相談員は、相談員のうちから総括相談員が指名する。
- 3 総括相談員に事故があるときは、副総括相談員がその職務を代理する。

(苦情・相談の受付及び処理)

第 10 条 相談員は、所属する事業所の学生、職員及び関係者のみならず、他の事業所の学生、職員及び関係者の苦情・相談を受けることができる。

- 2 相談員は、ハラスメントにかかる苦情・相談を受けた場合は、相談者に事後の対応についての助言及び支援を行うとともに、相談者の了解を得たうえで総括相談員又はハラスメントに起因する問題が発生した学校に設置するハラスメント等に関する事案に対応する部署（以下「ハラスメント事案対応部署」という）の長に苦情・相談の内容を報告するものとする。ただし、相談者の了解が得られない場合はこの限りではない。
- 3 総括相談員又はハラスメント事案対応部署の長は、相談員からの報告を受けた場合は、報告をした相談員とともにその対応について検討し、必要な措置を講じなければならない。
- 4 総括相談員又はハラスメント事案対応部署の長は、前項の検討の結果、自身の対応によって解決できない又は自身で対応することが適切ではないと認めた場合は、相談者の了解を得たうえで事案の概要を次の各号に定める委員会等に報告する。
 - 一 ハラスメントの行為者が職員、被害者が学生の場合は、学園防止対策委員会及びハラスメント事案対応部署
 - 二 ハラスメントの行為者が職員、被害者が職員の場合は、学園防止対策委員会
 - 三 ハラスメントの行為者が職員、被害者が関係者の場合は、学園防止対策委員会
 - 四 ハラスメントの行為者が関係者、被害者が職員の場合は、学園防止対策委員会
 - 五 ハラスメントの行為者が学生、被害者が職員の場合は、学園防止対策委員会及びハラスメント事案対応部署

第 4 章 ハラスメントの調査

(神野学園ハラスメント調査委員会の設置)

第 11 条 学園防止対策委員会は、前条第 4 項各号の報告を受けた場合、当該事案の事実関係を調査するため、神野学園ハラスメント調査委員会（以下「学園調査委員会」という）を設置する。

(学園調査委員会の構成)

第 12 条 学園調査委員会は、学園防止対策委員会が指名した調査委員 3 名乃至 5 名で構成する。

- 2 前項の指名をするに当たっては、学園防止対策委員会の委員及び当事者に関係のある者を除外し、男女構成比等に十分配慮しなければならない。
- 3 学園防止対策委員会が必要と認めた場合、学園外の専門家に調査委員を委嘱することができる。
- 4 調査委員の氏名は公開しない。

(調査委員の任期)

第 13 条 学園調査委員会は、原則として調査開始後 2 ヶ月以内に調査を終了するものとし、調査委員の任期は、調査の終了とともに満了するものとする。

(学園調査委員会の権限)

第 14 条 学園調査委員会は、ハラスメントに関する調査を行うに当たっては、当事者、相談員及び当事者に関係のある者から公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

2 学園調査委員会は、その調査結果について、書面をもって学園防止対策委員会に報告し、再発防止にかかる改善策を検討させるものとする。

第 5 章 遵守事項

(虚偽申告の禁止)

第 15 条 職員は、ハラスメントに関する苦情・相談、調査協力及びその他ハラスメントに関する発言の機会においては、真実を述べ、虚偽の申告をしてはならない。

(プライバシーの保護と守秘義務)

第 16 条 学園防止対策委員会の委員、ハラスメント事案対応部署の職員、相談員、調査委員及びその他ハラスメントに起因する問題の調査等に関わる者は、職務の遂行に当たって当事者のプライバシーの保護に配慮するとともに、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。またその職務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第 17 条 学園及び職員は、ハラスメントに関する苦情・相談、調査協力及びその他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対して、そのことをもって報復行為及び不利益な取扱いをしてはならない。

2 学園は、ハラスメントに起因する問題により、不利益な取扱いを受けた職員に対し、その回復措置を講じるよう努めなければならない。

第 6 章 雑則

(庶務)

第 18 条 この規程に関する庶務は、法人本部事務局総務部において処理する。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。